

令和5年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和5年2月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ☒ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ☒ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
13 番 松 永 勝 也	14 番 高 田 良 彦		

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和5年2月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、農業委員9番梶山委員、11番大石委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

新型コロナウイルスに関して、おつなぎしておきたいと思います。2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議が開催されまして、その中で、マスク着用の考え方の見直しについて、決定され、示されております。内容につきましては、3月13日より、屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取り扱いを改め、着用については、個人の判断に委ねることとなっております。松浦市におきましても、国の指針の変更を受けまして、2月24日に対策本部会議を開催いたしました。国の指針と同様に市立の診療所や消防本部の職員など一部の部署以外の職場では、市職員の勤務中のマスクの着用は、個人の判断に委ねることとしております。なお、医療機関受診や高齢者施設等への訪問は引き続きマスクの着用を推奨されております。また、当然のことでございますが、コロナに感染した人、同居の家族等は引き続き、マスクの着用をお願いしたいと思います。今後、感染が大きく拡大する場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼び掛けるなど、より強い感染対策を国の方から求められることがあり得るかもしれないとのことです。基本的な感染対策についてですが、マスク着用の見直し後であっても引き続き、「三密の回避」「人と人との距離の確保」、「手指の消毒」、「室内の換気」等の励行をお願いしたいと思います。このことにつきましては、市の健康ほけん課が今月末に全戸配布します新型コロナワクチン接種ということで、23号ということですが、これの裏面の方に詳しく掲載しておりますので、全戸配布されますので、それぞれご確認をしていただければと思います。なお、本総会開催にあたっては、引き続き基本的な感染対策を講じながら開催していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、2月の総会に入ります。

会 長

本日は総会に出席していただきまして、ありがとうございます。新型コロナウイルス対策につきましては、今、事務局長から詳しく説明があったとおりでございます。3月13日より自己責任において行うということですので、今度の3月の定例会では皆様の素顔を拝見できると楽しみにしております。

失われた3年、日本の農業も大変な期間でございました。価格の低迷、肥料や資材の高騰、大変なそれぞれの経営状況ではなかったかと思います。しかしながら、今後インバウンドの増加、国民の国内の移動が盛んになりますので、それに伴っての料飲業協会、宿泊業界は非常に活発になりまして、消費経済は回復するのではなかろうかと、それに伴って私達の生産する農産物も価格が回復するのではなかろうかと期待をしております。公費視察の件で、運営委員会の副委員長の方から詳しくは報告がある訳ですが、本来1年目で実施するはずだった訳ですけど、コロナの影響を受け、今まで実施することができませんでした。令和5年度の当初予算に旅費の計上がなされていると聞きますので、間違いなく可決されることと思いますので、それに向かって実施する方向で取り

組んでいきたいと思っております。最後に、あて職を自分で受けた訳ですから、皆さん方にも一つの経営の事例を報告して最後の挨拶に変えたいのですが。私は、伊万里の農学校を41年に卒業して、その時の同じクラスの者が伊万里市の木須というところにいる訳ですが、お兄さん、長男さんは大型の水稲、水田の経営をなさっております。次男で、初め運送会社に6年ほど勤務しとって、それから会社を辞めて自分で大型ダンプを買って、唐津砂を松浦の火力発電所の建設のために運んで、少しの資金を貯めたのでしょう。それから親から譲り受けた農地は2町だったんですけど、ずっと農地を借りて、現在の規模が驚くような数字なんですけれども、水田が60町です。裏作にもち麦、健康志向ブームで流行していますけど、そのもち麦を裏作で60町作られています。それから輸入の大豆で作った豆腐は遺伝子組み換えで、最後に収穫するときにはラウンドアップのような防除で葉っぱを落として収穫するんだそうですね。それに耐えうるような品種、遺伝子組み換えでした大豆を収穫して、今度は船便で送ってくるときには虫から食われないように、カビが生えないように船の中で消毒するのだそうです。そういった物を日本国民に食べさせてはいけないということで、自分のところで国産で20町ほど作っているんですけど、大豆で豆腐を作って販売と味噌も委託で販売する、煎餅とか色んな農産加工品を作って、餃子であるとか煎餅とか色んなものを作って売っております。そういうことで、相当びっくりして話を聞くばかりだったんですけど、あまり大きいところを見たり研修したりすれば参考にならないよねって普通思う訳ですけど、その取り組み方だけは参考になるんじゃないか、目標を高いところに置いたら、その目標に向かって歩けばちょっと一段上の経営にチャレンジすることが出来るのではないかと感じております。大変長くお話をして申し訳ございませんでした。

それでは、早速議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議事録署名人の指名を行います。13番松永委員、14番高田委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

各種報告に移ります。農地移動適正化あっせん事業報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 皆様こんにちは。各種報告をさせていただきます。
議案は1ページ、農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。
1件目は、申出人、沖縄県那覇市在住の■■■■氏の件です。こちらにつきましては、あっせん状況の進捗は特にございせん。
2件目です。申出人は、御厨町前田免■■■■番地の■■■■氏です。種類は売買で、対象地は御厨町前田免字開田■■■■番と■■■■番の2筆で、地目は全て田、合計面積は2,656㎡です。申出日は令和5年1月22日です。こちらにつきまして、あっせん委員さんの決定をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今あっせん事業の報告のうち、2件目の申出人、■■■■氏のあっせん委員の指名を行いたいと思います。推進委員2番大久保委員、推進委員5番濱崎委員にお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。よろしいでしょうか。

推進委員 はい。（濱崎委員、大久保委員）

議長 それではよろしく願いいたします。

続きまして、1 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)から 3 ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について説明いたします。3 件でございます。1 件目と 2 件目は関連です。1 件目の貸人、御厨町小船免 番地の 氏。2 件目の借人、御厨町相坂免 番の 氏の方は長崎県農業振興公社を通した A to B の契約でしたが、対象地の御厨町小船免字ガゼラ 番が実際の耕作農地とは違っていたため、解約するものです。3 件目の貸人、星鹿町岳崎免 番地、 氏。借人、 氏の方は、借人の健康上の都合によりするものです。

続きまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出、相続について 3 件でございます。1 件目です。被相続人は、 氏、 氏です。相続人は、佐世保市梅田町 、 在住の 氏です。被相続人お 2 人と相続人は親子関係です。農地の表示は御厨町西田免字谷川 から同所字田尻 番までの田 4 筆、畑 4 筆、合計面積は 7, 762 m²です。被相続人の 氏は、平成 11 年 6 月 1 日に死亡、被相続人、 氏は令和 4 年 5 月 25 日に死亡されており、令和 4 年 12 月 28 日に相続登記が全て完了したということで、相続人から令和 5 年 1 月 23 日に届出があり、2 月 14 日に受け付けております。

議案は 2 ページをご覧ください。2 件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は御厨町池田免字中ノ崎 から同町里免字志自岐 までの田 3 筆、畑 18 筆、合計面積は 7, 793 m²です。被相続人、 氏は、令和 4 年 7 月 24 日に死亡されており、令和 5 年 1 月 4 日に相続登記が完了したということで、相続人から令和 5 年 2 月 14 日に届出があり、同日受け付けております。3 件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は志佐町里免字森野川 番から志佐町栢木免字高尾ノ本 番までの全て地目は田 14 筆で合計面積は 9, 764 m²です。被相続人、 氏は、平成 7 年 6 月 7 日に死亡されており、令和 4 年 12 月 1 日に相続登記が完了したということで、相続人から令和 5 年 2 月 14 日に届出があり、同日受け付けております。

事務局 次に申請事件の処理状況です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係
令和 5 年 1 月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転 用 目 的	申 請 面 積	処 理 状 況
5			駐車場用地	432 m ²	R5.2.15 許可
			資材置場兼生コンプラント設置用地	1,750 m ²	進達中

事務局

次に提案事件の集計表です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	共有持分の移転	1		636 ㎡	636 ㎡
	経営規模拡大	1	709 ㎡		709 ㎡
計		2	709 ㎡	636 ㎡	1,345 ㎡

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	農家住宅	1	724 ㎡		724 ㎡
	進入路	1	261 ㎡		261 ㎡
計		2	985 ㎡		985 ㎡

証明関係

内 容		件数	面		積
			田	畑	計
農地の一括贈与に係る証明願いについて		4			

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		5	7,766 ㎡	3,353 ㎡	11,119 ㎡
	賃 貸 借	5	7,766 ㎡	3,353 ㎡	11,119 ㎡
	使用貸借				
計		5	7,766 ㎡	3,353 ㎡	11,119 ㎡

承認関係

内 容		筆数	面		積
			田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について		1		690 ㎡	690 ㎡

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について何かご意見はございますか。

なければ、報告どおりとさせていただきます。

それでは付議事項に入ります。5ページ、議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明させていただきます。

事件番号1です。譲渡人は、福岡県糸島市志摩井田原■■■■■、■■■■■氏、譲受人は志佐町里免■■■■■番地、■■■■■氏です。申請地は、志佐町里免字里■■■■■、畑636㎡です。申請事由は、先月の議案にもございましたが、申請地が■■■■■氏を含めた5名の共有名義となっており、そのうちの■■■■■氏の共有持分15分の2を■■■■■氏へ移転するものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が11,476.47㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間200日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

事件番号2です。譲渡人は、調川町下免■■■■■、■■■■■氏。譲受人は調川町白井免■■■■■番地、■■■■■氏です。申請地は、調川町中免字福本■■■■■、田709㎡です。申請事由は、経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。具体的には、次の議案第7号にあります。この申請地に隣接して住宅を建築する計画がありまして、住宅の建築に併せて隣接する農地も一緒に購入して耕作するというものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が16,381㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間180日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、推進委員7番末永委員お願いいたします。

推進委員 推進委員7番末永です。この農地は親から相続するときに畑でもらっていたそうです。親が亡くなって、親の兄弟から印鑑をもらって相続しないといけないうことで、こういう形で印鑑をもらって相続したものであります。そういうことですので、別に問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員4番益本委員お願いします。

農業委員 農業委員4番益本です。■■■■■さんは30年前に養子に入られて、お父さんと一緒に作付けされてこられた訳ですが、お父さんが10年前に亡くなられて、その後は自分を中心となってこの農業を続けてこられたということでございますので、何ら問題無いと思っておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 地元委員さんからそれぞれにご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

なければ、議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することといたします。

続きまして、6ページ、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

事件番号1は農家住宅の建築、2は農家住宅への進入路として転用するための申請であり、譲渡人、譲受人が同一ですので、まとめて説明いたします。

関連資料を24ページ以降に添付しておりますので適宜ご覧ください。譲受人は調川町白井免[]番地、[]氏、[]氏、[]氏です。[]氏は[]氏の娘さんです。譲渡人は調川町下免[]、[]氏です。土地の所在地と転用目的は、事件番号1は調川町中免字福本[]、田724㎡で農作業場等を設けた農家住宅を建築するもの、事件番号2は調川町中免字福本[]、田19㎡、194番4、田242㎡の二筆を農家住宅の建築に伴う進入路とするものです。農地区分は、事件番号1、2共に令和5年1月30日付けで農用地区域からの除外が完了し、小規模で土地改良事業等が行われていない団地内にある農地のため第2種農地です。土地利用計画については27ページの現況平面図をご覧ください。表示のとおり利用される計画です。住宅の排水関係は、雨水は溜枡、自然流下です。生活雑排水は浄化槽で処理後に進入路に設置される幅30cmの側溝を経由して市道棧敷線の側溝へ放流されます。進入路の排水は自然流下ございまして、新設する側溝へ流下します。近隣営農への影響ですが、先の議案でもありましたが、北の農地は[]の夫が購入して耕作する計画です。南側に田がありますが、住宅からの距離が約6～7メートル離れており、日照、通風等に影響はないもと考えております。最後に、残高証明と住宅ローン仮審査通知により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に進むと思われま

以上、2件についてご審議をお願いします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。それでは、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員1番野中委員お願いいたします。

農業委員 農業委員1番野中です。2月20日に、高田委員、坂本委員を含め事務方と現地確認をいたしまして、問題は無いと思われま

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見を伺いたしたいと思います。推進委員11番坂本委員お願いいたします。

推進委員 推進委員11番坂本でございます。先ほど野中委員からありましたように、12月20日に高田委員、役所の方と現地を確認しております。排水についても問題なく、隣接する家、[]さんとも、まあ遠い親戚筋で、ちゃんとお話合いも出来ているということでございますので、何ら問題ないものと思っております。ご審議よろしくお願

議 長 ありがとうございます。各委員さんから何かご意見はございせんか。武部委員さん、何かございせんか。

農業委員 この地区は、都市計画区域ですか。（武部委員）

事務局 おそらく、都市計画法にいう都市計画区域内に入っていたかと思うんですけども、同法にいう用途地域内には入っていないため、農地法の制限区域内であると判断しております。

農業委員 問題とするのはですね、建築基準法の接道はどうなっているのか。それが問題なんですね。だから2 m以上の進入路が接続されているかどうか、それが問題なければ問題ないものと思います。（武部委員）

事務局 そちらにつきましては、都市計画課の建築の方と、建築確認申請と手続きを進めておられるので、そういった所も問題ないという裏付けをもって申請があっていると思いますので、そここのところは確認をしたいと思います。

農業委員 はい、そうですね、お願いします。（武部委員）

議 長 他にございませんか。
なければ、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものとしたします。
続きまして、7ページ、議案第8号農地の一括贈与に係る証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号農地の一括贈与に係る証明願いについて説明いたします。
8ページに贈与税の納税猶予継続届及び不動産取得税の徴収猶予継続届の申請者一覧を載せておりますが、まず初めに贈与税の納税猶予制度について簡単に説明いたします。贈与税の納税猶予とは、農業を営む者、贈与者が、全ての農地を推定相続人の一人である後継者に一括して贈与をした場合に、通常は課税される贈与税や不動産取得税、これらの納税を猶予する制度です。この猶予された贈与税は、贈与者又は後継者のどちらかが死亡したときに免除されます。この様に、納税猶予制度を活用した場合、通常は最終的に免除となりますが、もし途中で農業経営を廃止した場合、農地を売買した場合、農地を貸付けた場合、転用又は耕作の放棄があった場合には、猶予された贈与税の全部又は一部と、最初の贈与時からの利子税を併せて納税しなければなりません。また、納税猶予の適用期間中は、3年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署や県北振興局に提出する必要がありまして、この提出をしなかった場合も納税猶予が打ち切りとなってしまい、納税しなければなりません。納税猶予の継続については毎年2月に継続届の手続きを行っており、継続届出書の提出にあたっては、後継者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。つきましては、8ページに添付しております納税猶予者の一覧表に記載の対象者について、証明書を交付してよいか、そのことにつきましてご審議いただきますようお願いいたします。以上よろしく願いいたします。

議 長 福島の方、福島の委員さんでこのことについて何か問題がないか、どなたかご報告お願いできますか。

推進委員 はい。（志水委員、挙手）

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員14番の志水です。ここの■■■■さんは、■■■■さんの娘さんになるんですが、もう一方、妹さんがおられるんですよ。同じ町内にお嫁にいつておられるんですけど、そちらのご主人さんと息子さんが田んぼ、水稻栽培の方を代わりにされております。ここ10年近くされていると思いますので、問題はないかと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。もう一方、■■■■さんのことをご存じの福島の委員さん、お願いいたします。

農業委員 ■■■■さんは、原免の■■■■さんのお父さんですね。実の息子さんでお父さんから引き継いだ感じになります。そういうことで報告を受けております。以上です。（太田委員）

議 長 やっておられるんでしょう。小作。

農業委員 はい。（太田委員）

議 長 稗木場の■■■■さんと長野の■■■■さんは、松永敬資委員さんがご存じですので、まとめてお願いいたします。

農業委員 5番農業委員の松永です。■■■■さんと■■■■さんは今現在、作付けもなされていて、毎日頑張っておられますので、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、他はいいですね。代表で言っていただきましたので。議案第8号農地の一括贈与に係る証明願いについては、証明書を交付するものいたします。

農業委員 ちょっとよかですか。（武部委員）

議 長 はい。

農業委員 この贈与ですね。いつまで続くんですか、これは。だいたい長いので37年になるとですね。ただ3年毎にあれでしょう。ずっと続くんですね、これ。期限はないとですね。亡くなったら、まともに税金かかるんですか。（武部委員）

事務局 亡くなられたら、贈与税と不動産取得税は、その時点で贈与税は全額免除されます。贈与者か今の農業経営者のどちらかが亡くなった時点で、それまでの税額を計算した上で、全額が免除です。

農業委員 これは、固定資産税の評価額、それに準じて30%か、いくらかかかるんですよね。普通の売買の場合は、売買価格によって30%なりかかるんですよ。僕がこうやって言うのはね、税金とか何とか支払う時に、売り買いして、金を全部使ってしまった人がいた訳ですよ。払えない、払えないって、だから言うんですよ。何回も何回も言うのは、話さなくていいんだけど。（武部委員）

議 長 続きまして、議案第9号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第9号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年2月28日としております。10ページに、賃貸借新規分5件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 各委員さんから何かご意見はございませんか。
無ければ、議案第 9 号農用地利用集積計画の決定については、計画どおり決定し、公告予定日を令和 5 年 2 月 2 8 日といたします。

続きまして、1 5 ページ、議案第 1 0 号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 0 号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。議案 1 6 ページからに 1 9 ページに、それぞれ 2 件の配分計画と経営状況等を添付してございます。どちらも A t o B で公社が貸し付ける分でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、各委員さんから何かご意見はございませんか。

無ければ、議案第 1 0 号農用地利用配分計画については、農業委員会の意見を付して提出いたします。

続きまして、2 3 ページ、議案第 1 1 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますので、お待ちください。

事務局 議案第 1 1 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。前方スライドをご覧ください。

申出人は平戸市田平町山内免[]、被相続人、亡[]。相続財産管理人、弁護士 []氏で、土地の所在地は御厨町里免字坂本[]番、畑 6 9 0 m²です。登記名義人の[]氏に相続人がいないため、相続財産管理人による申請であります。所在地は先ほどございましたとおり、勝山薬局の上の方でございます。申出人によれば、長年耕作していないので竹林化しているとのことでした。現地確認は、2 月 1 6 日に梶山委員と事務局とで行いました。ご覧いただいておりますように、申請地は斜面を登った中腹にあり、写真のとおり孟宗竹などの竹類、雑木が茂っている状態でした。それから、今回代理人の申請でしたので、過去の航空写真で確認したところ 2 0 年以上も耕作されていないということが確認できた次第です。今スライドで見ていただいた所ですが、周辺の状況等を踏まえまして、農地への復旧は困難でございます。仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を山林として非農地とすることが妥当であると考えます。本日、梶山委員が欠席されておりますが、現地調査の際には非農地相当とのご意見をいただいておりますので申し添えます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。地元委員の梶山委員は、非農地については問題にないとのことを報告されております。各委員さんから何かご意見はございませんか。

農業委員 はい。（武部委員挙手）

議 長 どうぞ。

農業委員 これは、相続財産管理人が絡んでいるんですね。所有者が分からん。裁判所が決定して、その人の財産管理人を指定して、その人が処理すると。そういう状況ですよね。その所有する人の名義になるとですね。（武部委員）

事務局 恐らく、今回、相続財産管理人が選任された案件になるので、最終的にはどなたか第三者への所有権移転を考えておられる訳なのですが、最終的に誰もいなければ、国庫帰属というところに落ち着くのではないかなと思います。

農業委員 ここは、国土調査はまだですね。（武部委員）

事務局 まだです。

農業委員 そうすると、15年くらい訳ですな。地目変更するのに。やっぱり、国土調査を利用しながらやっていった方がいいかなと私は思います。（武部委員）

議 長 いいですか。他にございませんか。
無ければ、議案第11号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものいたします。

以上を持ちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました続きまして、協議事項となっております。事務局からお願いいたします。

事務局 はい。事務局からは、何点か協議事項していただきたいこと、確認していただきたいことがございます。

【市内の田畑の基準地における売買価格調査について（市税務課依頼）】

【令和5年度視察研修及び令和4年度の歓送迎会について】

【第3回ファシリテーター研修会について（3月4日）】

【農地の貸し借りの期間満了通知様式の変更について】

【県担い手育成協議会及び県農業会議主催パソコン簿記研修会のご案内】

【3月総会終了後の最適化推進会議の開催について】

【令和5年度農地中間管理事業の重点地区について（予定）】

【地域計画目標地図の作成にかかるモデル3地区の設定について】

議 長 これをもちまして、2月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、3月27日（月）（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 48 分